

議案第 8 2 号

小田原市体育施設条例の一部を改正する条例

小田原市体育施設条例（昭和 3 9 年小田原市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号中「小田原市城山三丁目 2 0 番 2 2 号」を「小田原市城山三丁目 3 0 番 2 2 号」に改める。

第 8 条第 3 項の表高校生以外の者の項中「2, 1 0 0 円」を「2, 5 0 0 円」に改め、同表高校生の項中「1, 0 0 0 円」を「1, 2 0 0 円」に改める。

第 1 0 条ただし書を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、既納の使用料の全部又は一部を還付することができる。

(1) 天候その他施設の都合により使用することができないとき。

(2) 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、使用の日の 2 日前までに使用の変更又は取消しを市長に申し出て、市長が許可したとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

第 1 7 条第 5 項前段中「第 1 0 条」の次に「（同条第 2 項第 2 号にあつては、城山陸上競技場及び小峰庭球場の使用の変更又は取消しの許可をした場合に限る。）」を加え、同項後段中「第 1 0 条」を「第 1 0 条第 2 項」に改める。

別表第 1 の 1 (1) の表中「3 5 0 円」を「4 0 0 円」に、「7 0 0 円」を「8 0 0 円」に改める。

別表第 1 の 1 (2) の表を次のように改める。

(2) 城内弓道場

使用方法	区分	午前 9 時～午後 5 時	午後 5 時～午後 9 時
専用	市民	1 時間につき 4 0 0 円	1 時間につき 7 5 0 円
	市民以外の者	1 時間につき 1, 2 0 0 円	1 時間につき 2, 3 0 0 円
共用	市民	1 人 1 回につき 1 5 0 円	
	市民以外の者	1 人 1 回につき 4 0 0 円	

別表第2の1(1)の表を次のように改める。

(1) 城山陸上競技場

ア 陸上競技場

使用方法	区分		午前9時～午後5時	午後5時～午後9時
専用	器具又は 器材を使 用する場 合	市民	1 時 間 に つ き 1, 6 0 0 円	
		市民以外 の者	1 時 間 に つ き 5, 0 0 0 円	
	器具又は 器材を使 用しない 場合	市民	1 時 間 に つ き 1, 2 0 0 円	1 時 間 に つ き 1, 8 0 0 円
		市民以外 の者	1 時 間 に つ き 4, 2 0 0 円	1 時 間 に つ き 4, 8 0 0 円
共用	市民		1 人 1 回につき 1 5 0 円	
	市民以外の者		1 人 1 回につき 3 5 0 円	

イ 附属施設

区分	1 時間
会議室	2 5 0 円
トレーニングルーム	4 0 0 円

別表第2の1(2)の表中「360円」を「400円」に改め、別表第2の1の備考4中「880円」を「1,000円」に、「1,880円」を「2,200円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(使用料に関する経過措置)

- 2 改正後の小田原市体育施設条例（以下「新条例」という。）第8条第3項及び別表第1の規定は、令和9年4月1日（以下「適用日」という。）以後の体育施設の使用に係る使用料について適用し、適用日前の体育施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 新条例第10条の規定は、適用日以後の体育施設の使用に係る使用料の還付について適用し、適用日前の体育施設の使用に係る使用料の還付については、なお従前の例による。

(利用料金に関する経過措置)

4 新条例別表第2の規定は、適用日以後の体育施設の使用に係る利用料金について適用し、適用日前の体育施設の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

5 新条例第17条第5項において読み替えて準用する新条例第10条の規定は、適用日以後の体育施設の使用に係る利用料金の還付について適用し、適用日前の体育施設の使用に係る利用料金の還付については、なお従前の例による。

令和 8 年 9 月 1 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

(理由)

受益と負担の適正化の観点から城山庭球場及び城内弓道場の使用料の額並びに城山陸上競技場及び小峰庭球場の利用料金の上限額を改定する等のため提案するものであります。